

# 国民健康保険税

## 国民健康保険税とは

日本では「国民皆保険制度」といい、国民はいずれかの医療保険に加入することになります。

国民健康保険(国保)には、職場の健康保険などに加入している人・生活保護を受けている人以外の全ての人加入することになります。

病気になったり、ケガをしたりして通院や入院をしたときにかかる医療費にあてるために、国民健康保険税(国保税)を納めていただきます。

## 納税義務者

国保は世帯ごとに加入します。したがって国保税も世帯ごとに課税されますので世帯の中心者である世帯主が納税義務者となります。世帯主が国保に加入していなくても、やはり世帯主が納税義務者となります。(このような世帯を擬制世帯、この場合の世帯主を擬制世帯主といいます。)

## 国民健康保険税の税額

国保は市町村ごとに運営されています。必要となる医療費は各市町村で異なるため、国保税も市町村ごとに決められます。その年に必要と予想される医療費から国などの負担、病院などで支払う自己負担分を除いた分が一年間の国保税です。国保税は、多様な職業・所得の人たちに公平に負担していただくために、所得だけでなく、次の四つを組み合わせで研鑽されています。

1. 前年の所得に応じた「所得割」
2. 現年度の固定資産税に応じた「資産割」
3. 国保加入者一人当たりに応じた「均等割」
4. 国保世帯に対する「平等割」

## 国民健康保険税と介護保険

介護保険制度の導入により40歳から64歳までの加入者(第2号被保険者といいます。)がいる世帯は、介護給付費にあてるための介護納付金も合わせて納めていただきます。

## 資格の取得と離脱

職場の保険に加入した場合は職場の保険証と国保の保険証を持って役場町民課国保係で国保離脱の手続きが必要です。

また、職場の健康保険を離脱した場合その証明を持って役場町民課国保係で国保加入の手続きが必要です。

手続きをされない場合、職場の保険と国保税を二重に納めたり遑って課税される事がありますので必ず手続きをお願いします。